平成２４年（フ）第１５２９１号
神奈川県川崎市中原区北谷町693―303
債務者　中村　京子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５２９２号
神奈川県横浜市都筑区早渕１丁目17―33―102
債務者　遠藤　尚平
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５２９３号
東京都足立区加平２丁目３―10―302
債務者　丹波　和之
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５２９４号
神奈川県横浜市旭区本宿町22―12―503
債務者　長谷部　純
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５２９５号
神奈川県川崎市宮前区南平台16―７―407
債務者　深川　克志
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５２９８号
東京都三鷹市深大寺３丁目13―11―201
債務者　川村　巖
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５２９９号
東京都台東区日本堤２丁目２－４―108
債務者　本藤　誠二
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３００号
東京都東久留米市中央町４丁目10―８―205
債務者　吉田　國夫
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３０３号
東京都江戸川区東葛西５丁目18―９―304
債務者　高畑奈央子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３１１号
東京都北区東十条６丁目２－４　有沢荘３
債務者　幾永　浩治
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３１４号
埼玉県三郷市幸房296―８
債務者　長谷川　学
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３２０号
東京都立川市高松町２丁目１―14―206
債務者　渡辺　仁
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３２２号
東京都東大和市向原４丁目37―５―407
債務者　小豆畑玲美
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３２４号
東京都板橋区富士見町33―11―302
債務者　高岸　惠美
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３２６号
東京都武蔵野市境南町１―25―10　大七荘201、住民票上の住所埼玉県さいたま市浦和区北浦和３丁目７―10
債務者　恒松　留美
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部